

③ 外 務 省

法人名	独立行政法人国際協力機構(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:緒方 貞子)
目的	開発途上にある海外の地域(以下「開発途上地域」という。)に対する技術協力の実施並びに無償の資金供与による開発途上地域の政府に対する国の協力の実施の促進及び開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の発展又は復興に寄与し、国際協力の促進に資することを目的とする。
主要業務	1 国際約束に基づく開発途上国への技術協力(研修員受入、専門家派遣等)。2 国際約束に基づく無償資金協力の実施の促進(調査等)。3 開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の推進。4 移住者に対する支援、指導等。5 技術協力等のための人材の養成及び確保。6 緊急援助のための機材・物資の備蓄・供与。7 国際緊急援助隊の派遣。
委員会名	外務省独立行政法人評価委員会(委員長:南 直哉)
分科会名	国際協力機構分科会(分科会長:井口 武雄)
ホームページ	法人: http://www.jica.go.jp/ 評価結果: http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/dgh/kikou_19/index.html
中期目標期間	5年間(平成19年4月1日～平成24年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	第1期中期 目標期間	H19年度	備考
<総合評価>	-	-	-	-	-	-	1. 外務省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営の機動性の向上	A	S	A	A	S	A	
(2)業務運営全体の効率化	B	A	A	A	A	A	
(3)施設、設備の効率的利用	B	A	A	S	S		
(4)改正機構法の施行に向けた準備						A	
2.国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上							
(1)総論	B	A	A	A	A	A	
(2)技術協力	B	A	A	A	A	A	
(3)無償資金協力の実施促進	A	A	A	A	A	A	
(4)国民等の協力活動	A	A	A	A	A	A	
(5)海外移住	A	A	A	A	A	A	
(6)災害援助等協力事業	A	S	S	S	S	A	
(7)人材育成確保	A	A	A	S	S	A	
(8)附帯業務	B	A	A	A	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	B	A	A	A	A	A	
4.短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	-	
5.重要資産の譲渡等	A	A	A	A	A	A	
6.剰余金の使途	-	-	-	-	-	-	
7.その他業務運営に関する事項	-	-	-	-	-	-	
(1)施設・整備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3)積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項						A	
(4)その他必要な事項	A	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.29)(主なものの要約)

(1)総合評価

(全般的評価)

- 総じて、独立行政法人国際協力機構(JICA)の平成19年度業務実績については、第2期中期計画の初年度として、第1期に実施された改革努力を踏まえた改善に精力的に取り組むとともに、20年10月1日の「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」の施行による組織、業務の統合に向けた準備を着実に進めたことは評価できる。
- (今後の業務において特に考慮すべき事項)
 - 20年10月の新JICA発足を念頭に置き、今後は以下の諸点について特に考慮していく必要がある。
 - 統合・簡素化された業務の流れが着実に運用され、期待どおりに成果を上げているかをモニタリングし、新たな課題を洗い出し、その解決に向けて対応していくことが重要である。
 - 効率化が事業の質の低下につながらないよう、成果管理・モニタリングを適切に行い、効率性と事業の質のバランスの追及に努めるべきである。
 - 「随意契約見直し計画」を確実に実行し、その状況を不断にチェックするとともに、業務の目的や性質を踏まえ、競争性及び透明性を確保しつつ、適切な契約方式で実施を採用すべきである。
 - ODA事業に対してより広く国民の理解を得るべく、開発途上国の需要に合致した援助及びその結果について、対外的にわかりやすく発信していくべきである。民間、NGO、大学、地域社会など多様な主体の参画を得るとともに、より効率的な実施に取り組むことが求められる。
 - 国民がODA事業と贈収賄や無駄の観念とを結びつけるようなことがあってはならないとの危機感を有しており、新JICA及び

外務省に対しては、ODA 事業に対する信頼を損なうことのないよう、納税者の視点に立って、被援助国政府自身による適切な対策措置を求める働きかけを含め、真摯に対応していくことを強く求めたい。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営全体の効率化	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 専門家派遣、研修員受入等の事務手続きを見直し、各種システムの導入によるプロセスの簡素化・電子化を進め、効率化を図った。 「独立行政法人整理合理化計画」を受けて「随意契約見直し計画」策定、公表し、計画に従って、国の基準に合わせた規程改正を含め、一般競争入札等競争性のある契約への移行を着実に実施(19年度における競争性のない随意契約は、1,990件、187億円となり、件数は前年度比90億円減)。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今後は「随意契約見直し計画」を確実に実行し、その状況について、引き続き監事による監査も含め不断にチェックするとともに、業務の目的や性質により、競争性及び透明性を確保しつつ、適切な契約方式で実施すべきである。また、現地再委託を含む契約事務において、業務委託先や調達業者等による不適切な経理処理及び不正行為の発生防止に十分留意する。
改正機構法の施行に向けた準備	1(4)	<ul style="list-style-type: none"> 国際協力銀行との間で連絡会、検討会等を設置し、関係機関との調整、合意(基本方針)形成等を着実に進め、組織・業務の統合に向けた準備を推進。 技術協力、有償資金協力及び無償資金協力それぞれの特性に配慮しつつも、統合・簡素化された業務フローの確立を目指し、3援助手法の相乗効果に向け、援助手法毎に行ってきた案件発掘・形成のための調査業務を「協力準備調査(仮称)」という枠組に統合することとした。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年10月1日の「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」の施行による組織、業務の統合に向け、準備を着実に進めた。 統合後に組織、制度及び業務の流れが期待どおりに着実に運用され、成果をあげているかをモニタリングし、新たな課題の洗い出しと解決に向けて対応していくことが重要である。統合効果の発揮のためにもできる限り早期に本部事務所を統合することが望ましい。
情報公開、広報	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 国民に向けたわかりやすい広報活動の一環として、ホームページは、内容面・視覚面・扱い易さといった点でさらなる改善、工夫を行った(アクセス数は対前年度比13%増)。 積極的な取材協力などの結果、機構の事業関係者やプロジェクトなどがマスメディアに取り上げられた件数は19年度83件と大きく増加。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今後はこうした発信・広報のねらいを明確にした上で、JICAにおいてその成果を確認、検証するとともに、JICA事業が広く理解されるよう今後も対外的な説明に努められたい。
研修員受入事業	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 今期中期計画における、第三者の参加を得た客観的な評価システムの確立及び研修案件の改廃・新設への評価結果の反映(相手国要望案件への割当率が9割に向上)、国内・海外で実施することが妥当な研修案件の基準の整理、研修終了後のフォローアップ活動の充実、青年招へい事業への技術協力への絞り込み(全日程中技術プログラムが占める割合が79%に向上)等、今期中期目標期間初年度である19年度中に制度の導入や見直し等を実施。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 前期中期目標期間の取組成果を基にさらなる改善を図るべく目標を設定し、今期中期目標期間初年度である19年度中に制度の導入や見直し等を前倒して実施した。 今後は、開発途上国の人材育成という目的の達成及び効率的な事業実施の観点から、これらの制度の実施状況をモニタリングし、その結果を業務の更なる改善に的確にフィードバックしていくことが重要である。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 海外移住の見直しについては、平成19年度以降の期間について外務大臣が定めた新しい中期目標の中で「その際、政府が、事業の目的とその達成状況等を検証し、必要性を判断し、役割を終えたと判断されるものについては廃止する。」とされ、法人が定めた中期計画の中では「政府が行う個別の事業目的とその達成状況の検証及び必要性の判断を踏まえ、重点化を図る。」とされている。しかしながら、新しい中期目標の期間の初年度である平成19年度の業務実績報告及びその評価結果においては、事業とその工夫についての実績や今後の取組準備についての記述はみられるものの、いかなる判断を踏まえて重点化が行われたかは明確となっておらず、A評定(中期計画の実施状況が当該事業年度において順調である)の根拠が十分に説明されていない。今後の評価に当たっては、貴委員会の評価が、政府が行うとされる検証及び判断の材料等となるべきであることを踏まえ、重点化を行う上での考え方をより明確にさせた上で、可能な限り事業実施の効果を踏まえて評価し、その結果を明らかにすべきである。
- 本法人の平成19年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で128.5(事務・技術職員)と国家公務員の水準を大きく上回っている。その理由として、同年度の役員の報酬等及び職員の給与水準に関する情報の公表における本法人自身の説明によると、①職員の勤務地や学歴構成、②管理職割合の高さ、③その他法人固有の事情(業務内容の特殊性等)が挙げられている。しかしながら、「ラスパイレス指数の低下に向け、努力を継続する必要がある」と記載されているものの、これら法人の説明に対する貴委員会としての認識が評価結果において示されていない。今後の評価に当たっては、別紙2(1-(1)-ア-(7)、(1)、(ウ)、(エ))を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。また、上記以外にも、別紙2(1-(1)-ウ-(7))の状況がみられるので、これも踏まえた評価に取り組まれたい。

法人名	独立行政法人国際交流基金(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:小倉 和夫)
目的	国際文化交流事業を総合的かつ効率的に行うことにより、我が国に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進し、及び文化その他の分野において世界に貢献し、もって良好な国際環境の整備並びに我が国の調和ある対外関係の維持及び発展に寄与することを目的とする。
主要業務	1 国際文化交流の目的をもって行う人物の派遣及び招へい。2 海外における日本研究に対する援助及びあっせん並びに日本語の普及。3 国際文化交流を目的とする催しの実施、援助及びあっせん並びにこれへの参加。4 日本文化を海外に紹介するための資料その他国際文化交流に必要な資料の作成、収集、交換及び頒布。5 国際文化交流を目的とする施設の整備に対する援助並びに国際文化交流のために用いられる物品の購入に関する援助及びこれらの物品の贈与(基金が寄附を受けた物品の贈与に限る)。6 国際文化交流を行うために必要な調査及び研究。7 1～6の業務に附帯する業務。
委員会名	外務省独立行政法人評価委員会(委員長:南 直哉)
分科会名	国際交流基金分科会(分科会長:建島 哲)
ホームページ	法人: http://www.jpf.go.jp/j/ 評価結果: http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/dgh/kikin_19/index.html
中期目標期間	5年(平成19年4月1日～平成24年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	第1期中期目標期間	H19年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. 外務省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化に関する事項	—	—	—	—	—	—	
(1) 業務の合理化と経費節減	B	A	A	A	A	A	
(2) 組織運営における機動性、効率性の向上	A	A	A	A	A	A	
(3) 業績評価の実施	B	B	A	A	A	B	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	—	—	—	—	—	—	
(1) 国際文化交流に係る外交政策を踏まえた事業の実施	B	A	A	A	A	A	
(2) 効果的な事業の実施	A	A	A	A	A		
(3) 国民に対して提供するサービスの強化	A	A	A	A	A	A	
(項目別評定)							
(4) 文化芸術交流の促進	A	A	A	A	A	A	
(5) 海外における日本語教育、学習の支援	A	A	A	A	A	A	
(6) 海外日本研究及び知的交流の促進	—	A	A	A	A	A	
(7) 国際交流情報の収集・提供及び国際文化交流担い手への支援等	—	A	A	A	A	A	
(8) その他	—	A	A	A	A	A	
(9) アジア大洋州地域	—	A	A	A	A		
(10) 米州地域	—	A	A	A	A		
(11) 欧州・中東・アフリカ地域	—	A	A	A	A		
3.予算、収支計画及び資金計画	B	A	A	A	A	A	
4.短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	—	
5.重要な財産の処分	—	—	—	—	—	A	
6.剰余金の使途	—	—	—	—	—	—	
7.その他省令で定める業務運営に関する事項	—	—	—	—	—	—	
(1) 人事管理の為の取り組み	A	A	A	A	A	A	
(2) 施設・設備の改修、運営	A	A	A	B	A	A	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.29)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 平成19年度の業務実績全体を俯瞰すれば、主要な中期的数値目標の達成に向けて1年目として順調な効率化・経費節減を行っているとともに、各事業分野ごとに中期計画に沿って総じて順調に事業を行ったと評価できる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績 (府省評価委員会による記述の要約)	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化 業績評価の実施	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 国際交流基金は、次の方法により自己評価を実施。 ①事業担当部署によりプログラム評価を実施し、その結果を外部専門家に評価を依頼。 	<ul style="list-style-type: none"> 外部専門評価者の評価が行われ、プログラム単体については自己評価指標なども整理され、おおむね順調である。 他方、成果指向の評価には、外部専門評価者

		<p>②①の結果も踏まえて、外部有識者からなる「国際交流基金評価に関する有識者委員会」に諮り、基金の自己評価内容等について意見を求め、妥当性を点検。</p> <ul style="list-style-type: none"> 外務省評価委員会より、外部専門家の評価に一層の客観性が求められるとの指摘があったことも踏まえ、平成19年度は以下の措置を講じた。 <ul style="list-style-type: none"> ①一つのプログラムにつき原則2名(従来1名)の外部専門家に依頼 ②外部専門家の評価結果がA以外の場合は理由を公表 「評価に関する有識者委員会」の役割を見直し、基金の自己評価の点検のみならず、評価の業務への反映、業務改善についての助言機能も重要視した。 <p style="text-align: right;">など</p>	<p>の評価の切り口が統一されていない、事業目的と目標の明確化が基金事業部内で確立され外部評価者にも共有されているかの確認が必要、自己評価プロセスの開示による評価結果への信頼性の確保が必要、等の課題もある。また、事業対象国毎の課題に関する評価も含めて、評価体系、評価指標の精査について継続的な研究及び取り組みが必要であろう。(B)</p>
<p>国民に対して提供するサービスの質の向上</p> <p>日本語能力試験の実施</p>	2(5)	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度から海外の現地試験実施経費をやむを得ない場合を除き、原則として受験料収入で賄うこととし、基金の現地経費負担額は前年度比59%削減。 また、現地の収支が黒字となり余剰金が発生した場合は、基金に還元を求めており19年度は220百万円(18年度は124百万円)の還元。 海外において日本語試験を48カ国・134都市で実施し(平成18年度は45カ国・124都市)、374,335名(314,909名)が受験。 	<ul style="list-style-type: none"> 日本語能力試験については、費用効率を高めつつ、受験者の顕著な増加を達成しており、費用対効果の点でも極めて良い成績である。(S)
<p>国民に対して提供するサービスの質の向上</p> <p>知的交流の促進</p>	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> 中期計画による重点化方針に基づき、米国(事業実績額が知的交流事業全体に占める割合56.6%)、中国(同21.3%)、韓国(同1.3%)に重点化して実施。 有識者の派遣、招へい等の人物交流を行う知的交流フェローシップのうち派遣事業については、外部有識者から「独自性が低い」「工夫がなされていない」などの意見。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 知的交流事業については、今後も外交方針に応じた重点化、(米・中・韓以外も含めて)地域・国ごとのバランス配分に留意した事業の実施が求められる。 また、2名の外部専門評価者がB評価を行った「知的交流フェローシップ(アジア太平洋州)」は見直しが必要と思われる。 なお、知的交流分野をはじめ助成事業については、社会の広範な理解を得られる事業を行うことの重要性を認識し、適切な助成対象者の選択等、事前事後を含めた各段階の審査及び助成金管理に十分注意すべきである。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

〔個別意見〕

- 貴委員会は、本法人の「海外日本研究及び知的交流の促進」の項目に係る評価結果において、A評定(中期計画の実施状況が当該事業年度において順調)と評価し、「知的交流分野をはじめ助成事業については、社会の広範な理解を得られる事業を行うことの重要性を認識し、適切な助成対象者の選択等、事前事後を含め各段階の審査及び助成金管理に十分注意すべきである。」とコメントしている。これは、この項目において評価されている助成金事業について、書類審査の適切性の問題を指摘される可能性があったものの、調査中で事実が明確になっていないためであると説明されているが、このことを踏まえて、なおA評定としていることについての説明が十分でない。今後の評価に当たっては、このように未確定な問題があった場合に、未確定な部分を区別し、留保した評価であることを明確にするなど、評価に至った理由の説明を工夫する必要がある。
- 本法人の平成19年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で124.2(事務・技術職員)と国家公務員の水準を大きく上回っている。その理由として、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、①職員の勤務地や学歴構成、②管理職割合の高さ、③その他法人固有の事情(国際業務の特殊性等)が挙げられている。しかしながら、これら法人の説明に対する貴委員会としての認識が評価結果において示されていない。今後の評価に当たっては、別紙2(1-(1)-ア-ア(ア)、(イ)、(ウ)、(エ))を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。
- 本法人の総人件費改革の取組については、平成17年度の基準値2,221,219千円に対し19年度2,201,146千円(1.6%の減少(人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。))となっており、取組開始から2年を経過した時点で2%以上の削減に至っていないが、この削減状況が法人の具体的な削減計画に予定されたものであるとの事情はみられない。しかしながら、法人の取組の適切性についての検証状況及び今後の削減に向けた展望が、評価結果において明らかにされていない。今後の評価に当たっては、取組開始からの経過年数に応じた達成状況を踏まえ、法人の取組状況の適切性について検証し、今後の削減計画等、5年間で5%以上の削減を確実に達成するための展望を評価結果において明らかにした上で、法人の取組を促すべきである。(別紙2(2-イ)参照)